

第一百六十二回会

参議院経済産業委員会議録第十九号

平成十七年六月十四日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月八日

辞任

木俣 佳丈君

補欠選任

藤本 祐司君

出席者は左のとおり。
委員長 理事

木俣 佳丈君
藤本 祐司君

木俣 佳丈君
藤本 祐司君

国務大臣

経済産業大臣 中川 昭一君

副大臣

経済産業副大臣 保坂 三蔵君

事務局側

常任委員会専門 世木 義之君

事務局側

常任委員会専門 世木 義之君

本日の会議に付した案件

○不正競争防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐藤昭郎君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

○國務大臣(中川昭一君) おはようございます。

不正競争防止法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性が増大していることなどから、知的財産の保護を強化するために所要の改正を行うものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、日本国内で管理されていた営業秘密を不正に持ち出して日本国外で使用、開示する行為や、在職中の約束に基づき退職者が営業秘密を不正に使用、開示する行為について、処罰規定を設けることとするものであります。

第二は、他人の著名な商品等表示を冒用した商品や、他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡、輸入する行為等について、処罰規定を設けること

とするものであります。

第三は、不正競争を行つた者等に対する処罰を強化するとともに、特許法、弁理士法等、関連法の規定の整備を行うものであります。以上が本法律案の提案理由及びその要旨でござります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

○委員長(佐藤昭郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時一分散会

六月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小業者への経営支援に関する請願(第一六二九号)

二、中小業者への経営支援に関する請願(第一六二九号)

三、千田耕寿 外八百十九名

紹介議員 紙 智子君

請願者 岩手県水沢市花園町二ノ五ノ一

第一六二九号 平成十七年六月一日受理

六月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小業者への経営支援に関する請願(第一六二九号)

二、中小業者への経営支援に関する請願(第一六二九号)

三、千田耕寿 外八百十九名

紹介議員 紙 智子君

請願者 岩手県水沢市花園町二ノ五ノ一

第一六二九号 平成十七年六月一日受理

六月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小業者への経営支援に関する請願(第一六二九号)

二、中小業者への経営支援に関する請願(第一六二九号)

三、千田耕寿 外八百十九名

紹介議員 紙 智子君

請願者 岩手県水沢市花園町二ノ五ノ一

第一六二九号 平成十七年六月一日受理

第六十五条第一項各号を次のように改める。

一、前条第一項第一号から第三号まで又は第十一号三億円以下の罰金刑

二、前条第一項第四号、第五号、第九号又は第十号 一億五千万円以下の罰金刑

三、前条第二項 一億円以下の罰金刑

第十五条第二項中「前条第一項第六号の二の罪に係る同条第二項」を「前条第一項第四号、第五号、第九号及び第十号の罪に係る同条第三項」に改め、同条を第二十二条とする。

第十四条第一項中「三年」を「五年」に、「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する」

を「処し、又はこれを併科するに改め、同項第七号中「第九条、第十条又は第十二条第一項」を

「第十六条、第十七条又は第十八条第一項」に改

第八十二条第一項第一号中「第七十八条」の下に「又は前条第一項」を加え、同項第二号中「第八十条又は前条第一項」を「又は第八十条」に改める。

(著作権法の一部改正)
第六条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一百四条の六第一項中「第二条第四項」を「第一条第六項」に改める。
第一百二十二条の二中「三年」を「五年」に、「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の罪は、国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第一百二十三条第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第一百二十二条の二第一項を「又は第一百二十四条第一項第一号中「を除く。」」の下に「又は第一百二十二条の二第一項」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

(弁理士法の一部改正)

第七条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号を次のように改める。

二 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。以下同じ。)に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第一條に規定する裁判外紛争解決手続をいう。以下この号において同じ)であつて、これらの事件の裁判外紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として経済産業大臣が指定するものが行うものについての代理

第四条第三項中「(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。)」を削る。

第八条第三号中「第十四条第一項第一号から第六号まで若しくは第七号(同法第十一條第一項に係る部分を除く。)」を「第二十一条第一項第一号から第九号まで若しくは第十一号(同法第十八条第一項に係る部分を除く。)」若しくは第二百六十条第一項に改める。

第一百二十二条の二第一項に「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同項に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第十三条及び第十四条の規定は、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の不正競争防止法第二条第一項第三号の規定は、この法律の施行後にした同号に掲げる行為について適用し、この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の不正競争防止法第二条第一項第三号に掲げる行為については、なお従前の例による。

(商標法の一部改正)

第七条 商標法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号を次のように改める。

二 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。以下同じ。)に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第一條に規定する裁判外紛争解決手続をいう。以下この号において同じ)であつて、これらの事件の裁判外紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として経済産業大臣が指定するものが行うものについての代理

十三条の二第一項、第五条の規定による改正前の商標法第八十二条の二第一項、第六条の規定による改正前の著作権法第百二十二条の二又は附則第六条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法(附則第六条において「平成五年旧実用新案法」という。)第六十条の二第一項に改める。

第六十一条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「又は前条第一項」を削り、同号を同項第二号とし、同項に改める。

一 前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑

(不正競争防止法の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 不正競争防止法の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十六号)の一部を次のように改める。

附則第二条中「第六条の三」を「第九条」に改める。

(裁判所法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百二十号)の一部を次のように改める。

附則第三条第四号中「第六条の四から第六条の六まで」を「第十条から第十二条まで」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第九条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改める。

附則第三条第四号中「第六条の四から第六条の六まで」を「第十条から第十二条まで」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第九条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改める。

別表第一の一七の項本中「第六条の四第一項若しくは第六条の五第一項」を「第十条第一項若しくは第十一条第一項」に改める。

(商標法の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)の一部を次のように改める。

(商標法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)の一部を次のように改める。

第六十条の二第一項中「三年」を「五年」に、「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、

同条に次の二項を加える。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「又は前条第一項」を削り、同号を同項第二号とし、同項に改める。

一 前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑

(不正競争防止法の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 不正競争防止法の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十六号)の一部を次のように改める。

附則第二条中「第六条の三」を「第九条」に改める。

(裁判所法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百二十号)の一部を次のように改める。

附則第三条第四号中「第六条の四から第六条の六まで」を「第十条から第十二条まで」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第九条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改める。

附則第三条第四号中「第六条の四から第六条の六まで」を「第十条から第十二条まで」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第九条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改める。

別表第一の一七の項本中「第六条の四第一項若しくは第六条の五第一項」を「第十条第一項若しくは第十一条第一項」に改める。

(商標法の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)の一部を次のように改める。

(商標法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)の一部を次のように改める。

第六十条の二第一項中「三年」を「五年」に、「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、

ついての代理

附則第五条第三項中「第十条第一項及び第十一条第一項」を「及び第十条第一項」に改める。

(民事訴訟法の一部改正)

第十二条 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項第二号中「第二条第四項」を「第二条第六項」に改める。

(組織的犯罪処罰法の一部改正)

第十三条 組織的犯罪処罰法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号□を次のように改める。

- 不正競争防止法(平成五年法律第四十
七号)第二十二条第一項第十一号(外国公
務員等に対する不正の利益の供与等)の
罪(同法第十八条第一項の違反行為に係
るものに限る。)

別表第二第十九号を次のように改める。

十九 削除

(犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高

度化に対処するための刑法等の一部を改正する
法律の一部改正)

第十四条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処
理の高度化に対処するための刑法等の一部を改
正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条中「別表第一第四号」を「又は別
表第一第四号」に改め、「又は別表第二第十九
号」を削る。